

5/17・6/14 に続いて今シーズン 3 回目の実施

長良川で水上オートバイの違反行為を取り締めます ～ アジア競技大会開催に併せて集中的に実施 ～

木曽三川下流部は水面利用が盛んな地域ですが、特に長良川の東海大橋下流付近（海津市）では、近年、水上オートバイの利用が増加しており、違反行為※と思われる操縦の情報も寄せられています。

従来より、水面利用のルールの周知やマナー向上のためのパトロールを実施していましたが、重大な事故を未然に防止することを目的に、今年度から4機関合同で水上オートバイ等の無免許や飲酒後の操縦、ライフジャケットの未着用などを取り締まるパトロールを始めました。

今回、取り締まりパトロールを実施する地域では令和8年9月にアジア競技大会ローイング競技が開催されます。大会準備の開始に伴い周辺の水面が利用できなくなるため、利用者への周知も併せて実施いたします。

なお、取り締まりパトロールは、アジア競技大会開催まで継続的に実施する予定です。

※「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に違反する行為

【5/17、6/14 実施の取り締まりパトロールの概要】

2回のパトロールで合計33名の水上オートバイ利用者に対し、小型船舶操縦士の免許証の提示を求めたところ違反者はいませんでした。

今後、気温の上昇とともに水面利用者のさらなる増加が予想されます。



パトロール実施結果
(木曽川下流河川事務所HP)



(5/17) 小型船舶操縦士の免許証の確認



(6/14) アジア競技大会開催時の制限について説明

1. 実施日時 令和8年7月5日（日）10:30～13:00
（雨天時は7月12日（日）に延期）
2. 実施場所 長良川 東海大橋～長良川大橋間（詳細は別添参照）
（海津市駒ヶ江～海津市外浜）
3. 添付資料 長良川水面利用取り締まりパトロールの概要
4. 解 禁 令和8年7月5日（日）14:00
延期の場合は令和8年7月12日（日）14:00

5. 配布先

桑名市政記者クラブ、大垣市政経済記者クラブ、
中部地方整備局記者クラブ、東海交通研究会

6. その他

取材を希望される方は、7月2日（木）までに
右のQRコードよりお申し込み下さい。

※雨天等により取り締まりパトロールを中止する場
合は、事前に登録された連絡先にお知らせするほ
か、このQRコードを読み込んだ画面でもお知らせし
ます。



取材申し込みQRコード

<問い合わせ先>

<取り締まりパトロールや水面利用に関すること>



国土交通省 中部地方整備局 木曽川下流河川事務所
(木曽三川下流部水面利用協議会 事務局)

副所長 ^{おかざき ゆき} 岡崎 友紀

占用調整管理官 ^{やまぐち かつみ} 山口 克美

TEL:0594-24-5718

<船舶職員及び小型船舶操縦者法に関すること>



国土交通省 中部運輸局 海上安全環境部

船員労働環境・海技資格課長 ^{いながき ただひさ} 稲垣 忠久

TEL:052-952-8027



岐阜県海津警察署

地域課長兼警備課長 ^{なかむら たかおみ} 中村 貴臣

TEL:0584-53-0110 (代)



海津市役所

市民生活部 文化・スポーツ課長 ^{おがい まさひと} 小粥 政人

TEL:0584-53-1536

パトロール実施箇所



取り締まりパトロールの目的

- 01 重大な事故の防止**

船舶職員及び小型船舶操縦者法に違反する行為（無免許、飲酒、ライフジャケット未着用など）を取り締まり、重大な事故の発生を未然に防ぎます。（他の地域では、これらの違反による死亡事故が発生しています。）
- 02 マナーやモラルの向上**

水上オートバイ等の騒音やゴミの不法投棄、利用者間のトラブルなどの問題が発生しています。「木曽三川下流部 水面利用ルール」を周知しマナーやモラルの向上を図ります。
- 03 アジア競技大会開催時の利用制限の周知**

令和8年9月20日からアジア競技大会ローイング競技が長良川国際ポートコースで開催されます。

大会準備からレース本番、片付けまでを安全に行うために8月中旬から実施される河川敷と水面の利用制限を広く周知し大会の成功をサポートします。

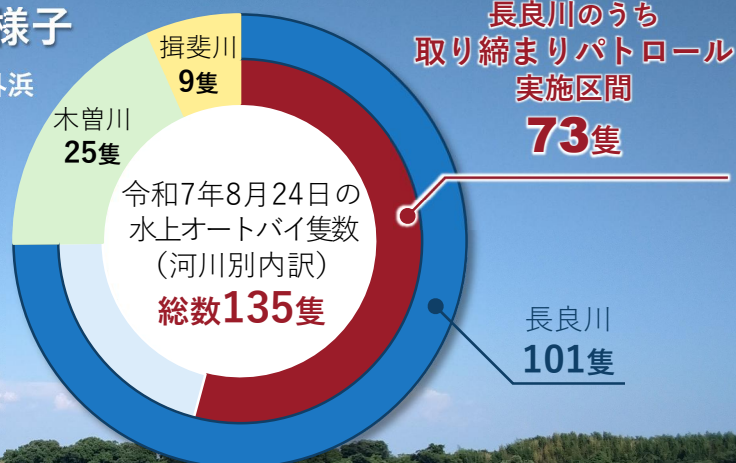


木曽三川下流部水面利用協議会
ホームページ

長良川における水面利用の様子

撮影場所：長良川右岸 海津市海津町外浜
撮影日：令和7年8月3日

水上オートバイ	約50隻
自動車	約100台



木曽三川下流部における水面利用の約50%が
長良川の東海大橋下流地域に集まっています。

違反行為以外にも
ゴミの不法投棄、利用者間のトラブル、騒音、交通
トラブルなどの問題が発生しています。
(右の写真は同地域に捨てられていたゴミ)



船舶職員及び小型船舶操縦者法の概要（水上オートバイの操縦に関すること）

- 水上オートバイを操縦するためには特殊小型船舶操縦士の免許が必要です。（違反者は30万円以下の罰金）

遵守事項

- ！ 飲酒をした状態で操縦してはいけません。
- ！ 遊泳者の近くを疾走するなど危険な走行をしてはいけません。
- ！ すべての搭乗者はライフジャケットを着用する義務があります。

違反した場合は、違反点数が付与されるほか、免許停止等の処分の対象となる場合や
刑事罰の対象となる可能性があります。